

## 第5章 行政事件

### 第35条(行政上の不服申立事件)

行政上の異議申立、審査請求及び再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第11条の規定により算定された額とし、報酬金は、第12条の規定により算定された額とする。